

業員代表本因文太郎以下三名ハ会社事務所ニ百川啓務ヲ訪問  
左記様事ヲ

記

嘆願書

一 労働委員会ヲ設置セラレ度  
二 賞與ヲ年ニ回支給セラレ度  
ヲ提出シタルニ之ニ対シ 百川啓務ハ  
賞與ハ現在ハ会社ノ營業状態ヨリ觀テ支給スル事ガ出来ナイ  
又労働委員会ハ之迄モ労働協議ノ上諸種ノ問題ヲ処理シテ雇  
レカラ更メテ設置スル必要ガナイト回答シタトコロ  
鴻巣常任ヨリ  
百川啓務個人ノ希望見ガナク社長並重役各位ト内相談ノ上回  
答アリタト述ベ辞去セリ  
七 推移

会社側ニ於テハ數條條文ヲ全然拒否セムトスルノ強硬ナル意  
辭ヲ有スルニ反シ従業員側ニ就テハ賞與ハ幾分々ノ支給ヲ希  
望シ居ル程度ニ過ヤザルモ労働委員会ノ設置ニ對シテハ絶  
エ之ヲ實現セシメントノ根拠ヲ態度ヲ有シ居ルヲ以テ解決  
ニハ相者ノ時日ヲ要スルモノト認メラル

右長申報候也